

令和2年度 第418回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月12日(木) 15時00分から15時20分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-3
- 3 出席者 公益代表委員5名 労働者代表委員6名 使用者代表委員6名
- 4 議事録
- 都留会長 ただ今から第418回東京地方最低賃金審議会を始めます。
初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。
- 課長補佐 御報告申し上げます。本日は、公益代表の村上委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名のうち17名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項による定足数、全委員の3分の2または各側3分の1以上を満たしておりますことを御報告いたします。
- 都留会長 本日の議事録の署名は、審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は田代委員、使側委員は小林委員にお願いします。
それでは審議に入ります。議事(1)「特定最低賃金の改正決定等の必要性について」の審議を行います。
特定最低賃金改正決定等の必要性につきましては、検討委員会で御検討をいただいておりますが、検討委員会での結論が得られたとのことで、検討委員会委員長の白石委員より報告書の提出がございました。これについて御報告をお願いします。
- 白石委員 それでは報告させていただきます。事務局より報告書を読み上げてください。
- 主任賃金指導官 読み上げさせていただきます。

(報告書朗読)

- 白石委員 検討委員会報告の結論に至る経過について、私から報告いたします。
東京地方最低賃金審議会では、令和2年8月21日に東京労働局長から諮問された「鉄鋼業ほか2業種に係る特定最低賃金の改正決定及び電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性」について、検討委員会を設置し、審議を行うこととなりました。
これを受けて計4回にわたって検討委員会を開催し、審議を行ってまいりましたので、その経過について御報告いたします。

第1回検討委員会は8月21日に開催し、検討委員会での検討の進め方について協議を行いました。第2回は9月15日に鉄鋼業最低賃金、はん用機械器具等製造業最低賃金及び輸送用機械器具製造業最低賃金について、第3回は10月19日に電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金について、それぞれ必要性に係る審議を行いました。なお、第3回検討委員会では、労使各側から2名、合計4名の参考人からの意見聴取を行いました。御協力をいただきました参考人の皆様には、改めて感謝の意を労使各側委員からお伝え願います。

そして第4回検討委員会を10月30日に開催し、それまでの審議内容を踏まえつつ、総括審議を行いました。

この間、労働者側委員からは、特定最低賃金の改正の必要性有りとの観点から、「セーフティーネットの役割を果たす地域別最低賃金と異なり、特定最低賃金は、基幹労働者の労働条件の向上を目的としており、その役割が異なること」「基幹労働者の労働条件の向上を目的として労使対等のもとで行われた交渉によって決定された最低賃金を、労働協約対象労働者だけでなく、未組織労働者の賃金水準の底上げに波及させる必要性があること」「魅力ある産業の育成と慢性的な人材不足の中、優秀な人材確保のため、魅力的な労働条件の確保が必要なこと」などが主張されました。

一方、使用者側委員からは、特定最低賃金の改正の必要性無しとの観点から、「東京都の地域別最低賃金は1,000円を超える水準にあり、全国の特定最低賃金を上回っていること」「業界の垣根が無くなってきているボーダーレスの時代において、特定最低賃金のような業種別の最低賃金を決定する必要性が無いこと」「優秀な人材に企業はそれなりの賃金を支払っており、地域別最低賃金プラス10円程度で優秀な人材が集まるとは考えられず、本当に確保したい人材の賃金水準は、特定最賃のレベルよりもっと高い賃金水準であり、特定最賃の改正は人材確保に効果が無いと考えられること」などの主張がなされました。

労使双方の主張の相違点を巡って、真摯な議論が展開されたところですが、労使の主張に歩み寄りはなく、申出のあった4業種の特定最低賃金の改正決定又は決定の必要性の有無について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しませんでした。よって、その結果を検討委員会報告として取りまとめたところです。以上です。

都留会長

ありがとうございました。ただ今、白石委員から特定最低賃金改正等の必要性について、検討委員会の審議経過及び委員会報告書について御報告いただきました。これらについて各委員から御意見、御質問がありましたら御発言をお願いします。

吉岡委員

労側を代表して一言だけ申し上げさせていただきます。

今回セーフティーネットの役割を果たす東京都最低賃金が 1,013 円から 1 円も上がらず、労使のイニシアティブで議論されるべき特定最賃すら検討委員会の中で全会一致に至らず、本日の本審に至ったところでございます。

京都の地賃はゼロ円の引上げでしたが、特定最賃の電気は、結果としてゼロ円でしたが審議会は開催されました。また、島根では経営者のどなたが発言されたか分かりませんが「コロナ禍で企業は大変厳しい状況にあり、人材不足も深刻化しています。そういう中だからこそ、我々鉄鋼業界においては働く人たちを守り、よい人材を引き込むため、特に今後の外国人の派遣者に振り向いてもらえない企業や産業にならないよう、鉄鋼は大きく引き上げたい」ということで、地賃の 2 円を大きく上回る 8 円の引上げをやったという事実もございます。

私どもとしては、本日の 418 回本審における結果は結果として理解させていただきますが、各道府県では様々な議論が行われているということでございます。ですから、私どもが 7 年、8 年、9 年引き上げてこなかったということではなく、全会一致でなければ議論に入れないことから、このような結果になったということ意見を申し上げさせていただきます。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。労側ほかに御意見がございましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

使側委員はいかがでしょう。特にございませぬか。特に無いようですので、労使双方から御意見を聴取しましたが、申出のありました 4 業種の特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性については、検討委員会報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

それでは、ただ今の結論に基づきまして、東京労働局長あて答申したいと思っております。答申については、私と事務局で用意しますのでしばらくお待ちください。

答申文(案)を確認しましたので、これから配付いたします。

(答申文(案)配付)

主任賃金指導官

それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)朗読)

都留会長

ありがとうございました。この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長

御異議が無いようですので、答申文を局長にお渡ししたいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

局長

ただ今会長から、令和 2 年度の特低賃金の改正決定及び決定の必要性につきまして答申をいただきました。8 月 21 日に諮問させていただいて以来、検討委員会の委員の皆様を中心といたしまして慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

各委員の皆様方には引き続き、東京地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、議事 (2)「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。無いようでしたら、これで本日の審議予定は全て終了いたしました。これまでの皆様の御協力に対して、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

賃金課長

今回の開催日程につきましては、日程が決まり次第、事務局から皆様方に御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。